平成２４年（フ）第１０７１号
東京都小平市上水本町６丁目９番14号上水ハイツ102号
債務者　齋藤　勝重
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０５３号
横浜市青葉区奈良３丁目８番地10　サンライフＢ―101
債務者　内藤　茂良
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８２号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番１―907号
債務者　清水　明仁
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２００号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目22番地１　瀬谷ハイツ302号
債務者　三角美佐夫（旧姓鈴村）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０１号
横浜市南区高砂町２丁目25番地４　クリオ吉野町壱番館306号
債務者　高橋　朱美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０２号
横浜市保土ケ谷区西久保町15番地９　西横浜ダイカンプラザシティ201号
債務者　佐藤　　毅
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９５号
静岡市葵区上土１丁目19番６―105号
債務者　片岡　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第８５号
千葉県木更津市十日市場93番地
破産者　有限会社鈴木工業
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第８６号
千葉県木更津市十日市場93番地
破産者　有限会社鈴木急送
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２５７０号
神奈川県大和市つきみ野５丁目４―４―104、開始決定時の住所東京都大田区北嶺町34―６―305
破産者　大山　伸吾
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２２７号
福岡県大川市大字一木942番地の５
破産者　有限会社ツムラブロス
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２２８号
福岡県大川市大字一木942―５
破産者　津村　敏郎
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９０号
名古屋市中川区下之一色町字北起134番地の５、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区下之一色町字西ノ切54番地
破産者　有限会社シュートピア
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７１号
京都市右京区西京極西池田町54
破産者　株式会社京・醍ヶ井
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８２号
神戸市中央区旗塚通１丁目１―２
破産者　有限会社阪神住機サービス
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２号
北海道帯広市東十一条南８丁目１番地
破産者　十勝テレホンネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
北海道帯広市西23条北１丁目８番５号
破産者　有限会社こにし
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
岩手県奥州市江刺区八日町１丁目２番６号
破産者　浅田自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１５６２号
横浜市旭区鶴ヶ峰本町２丁目51番35号岩崎ビル302
破産者　有限会社光陽
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部